

令和7年度弘前市地域の居場所づくり推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項の生活困窮者をいう。）を始め様々な支援を必要とする者と地域とのつながりを適切に確保し、生活上の課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保及び生活上の課題の複合化・複雑化の防止を図ることで、地域における共助の取組を活性化させるため、居場所を運営するものに対し、令和7年度予算の範囲内において、弘前市地域の居場所づくり推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「居場所」とは、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 地域住民等が属性や世代の垣根を超えて様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことのできる場であること。
- (2) 運営スタッフが1人以上常駐していること。
- (3) 飲食代等の実費負担を除き、無料で利用できること。
- (4) 1回当たり60分以上開催されていること。
- (5) 1回以上開催する月が1年のうち3か月以上あること。
- (6) 1回当たり3人以上が参加すること。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、居場所を運営する個人若しくは法人又は団体に弘前市内に住所又は主たる事業所を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 令和4年度から令和6年度までにおいて納付すべき市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料及び介護保険料を滞納している個人
- (2) 令和4年度から令和6年度までにおいて納付すべき法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）を滞納している法人
- (3) 令和4年度から令和6年度までにおいて納付すべき市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料及び介護保険料を滞納している者が代表者となっている団体
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は役員その他経営、組織運営等を実質的に関与している者が暴力団員である法人若しくは団体

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、居場所を運営する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については補助事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治、宗教、公の支配に属しない教育活動を目的とする事業
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度において市の他の補助金又は国若しくは県その他の機関からの補助を受けた、又は受ける見込みである事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 報酬
- (2) 給料
- (3) 職員手当等
- (4) 共済費（雇用主が負担する社会保険料を含む）
- (5) 報償費
- (6) 旅費
- (7) 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費に限る。）
- (8) 役務費（通信運搬費、保険料及び手数料に限る。）
- (9) 委託料
- (10) 使用料及び賃貸料

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額若しくは総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（当該得た額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は1,200,000円のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の補助金等交付申請は、令和7年度弘前市地域の居場所づくり推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、規約等補助事業者の概要が確認できるもの（法人又は団体による申請の場合に限る。）

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は令和7年11月28日とする。

5 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律

第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市地域の居場所づくり推進事業費補助金事業変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために物品の購入、委託契約等をする場合は、市内業者(市内に本店を有する者に限る。以下同じ。)に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者はあらかじめ市長に理由書(様式第5号)を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市地域の居場所づくり推進事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合も含む。)は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月13日までに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(交付決定)

第9条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和7年度弘前市地域の居場所づくり推進事業費補助金交付決定通知書(様式第7号)とする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

2 交付の申請の取下げは、令和7年度弘前市地域の居場所づくり推進事業費補助金交付申請取下書（様式第8号）を市長に提出して行うものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和7年度弘前市地域の居場所づくり推進事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第9号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 参加者名簿（様式第12号）
- (4) 領収書、受領証等支払いを証明するものの写し
- (5) 補助事業の実施が確認できる写真

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は補助事業が完了した日（第8条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は令和8年4月6日のいずれか早い日とする。

（補助金額の確定通知）

第12条 規則第13条の補助事業等交付額確定通知書は、令和7年度弘前市地域の居場所づくり推進事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）とする。

（補助金の請求等）

第13条 補助金の請求は、令和7年度弘前市地域の居場所づくり推進事業費補助金請求書（様式第14号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。